令和７年度　職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：茨木市

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	83.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	94.0%
全職員	69.4%

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料について、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

（１）役職段階別

役職段階	男女の給与差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	95.3%
本庁課長相当職	97.7%
本庁課長補佐相当職	100.1%
本庁係長相当職	100.8%

（２）勤続年数別

勤続年数	男女の給与差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	94.2%
３１～３５年	93.8%
２６～３０年	88.2%
２１～２５年	89.9%
１６～２０年	81.3%
１１～１５年	75.4%
６～１０年	83.7%
１～５年	83.8%

【説明欄】

・職員区分ごとの給与の総額を計算し、各月の給与支給日の職員数の平均で除することにより、平均年間給与を算出している。

１．全職員に係る情報
全職員の男女の給与の差異が大きい理由は、任期の定めのない常勤職員以外の職員が、勤続年数が短いこと等により、任期の定めのない常勤職員より比較的給与が低く、女性職員の割合が高いことが考えられる。

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報
（２）勤続年数別
男女の差異が生じる主な理由は、以下のことが考えられる。
・女性職員に比べ、男性職員の方が、扶養手当の支給額が多い。（扶養手当は子等を扶養する主たる生計者に支給される。）
・女性職員に比べ、男性職員の方が、時間外勤務が多く、時間外勤務手当の支給額が多い。

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。